

すべての医療機関、介護・障がい等の事業所への緊急財政支援を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、医療、介護・障がい等の事業所は、自らの感染リスクと闘いながら、国民の生命と健康を守るために日々奮闘しています。

医療機関では、入院・外来ともに患者数の厳しい減少が見られ、介護や障がい等の事業所でも利用を控える人が増えており、事業収入が大幅に減少しています。一方で、事業所内で感染を引き起こさないための経費も増大しており、本市の市立総合医療センターにおいても、3月から10月の診療報酬請求額ベースでの入院収益は、86,373千円の減収、外来収益は、235,715千円の減収となっています。また、市内の介護・障がい等の事業所でも、新型コロナウイルス感染症が拡大する前に比べ、多少の変動はあるものの、3月から10月で46%程度減少した事業所もあります。

とりわけ新型コロナウイルス感染症患者のうち、重症者を受け入れている医療機関における、逼迫した状況が報道等で取り上げられていますが、地域医療や介護・障がい等の福祉を支えているのは、所在や規模を問わず、全ての病院、診療所、歯科、保険薬局、介護・障がい等の事業所です。

これまで、関係団体等から事業収益の減少に対する財政支援を求めています。新型コロナウイルス感染症の治療に対する診療報酬は手厚くなったものの、未だ多くの医療機関、介護、障がい等の事業所が切望する事業収益の減少に対する財政支援は実施されていません。

仮に、事業収入が平常時の状態に戻ったとしても、医療、介護・障がい等の事業所の自助努力だけでは、今般のコロナ禍による減益を挽回するだけの事業収入を確保することは不可能であり、もともと深刻な人材不足が叫ばれていた介護・障がい等の事業所においては、廃業せざるを得ない事業所が予想されるなど、福祉制度の基盤崩壊につながりかねない状況となっています。

先般実施された緊急融資は、資金繰りにおける一時凌ぎであり、このままコロナ禍が収束しないのであれば、医療のみならず、介護・障がい等福祉の崩壊を避けることができません。

医療、介護・障がい等福祉の崩壊を食い止め、最前線で国民の生命と健康を守るために奮闘している医療機関、介護・障がい等の事業所を支援するために、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が必要です。

以上のことから次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国において、すべての医療機関、介護・障がい等の事業所への大幅な緊急財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 12月18日

近江八幡市議会議員 片岡 信博

衆議院議長	大島理森	殿	宛
参議院議長	山東昭子	殿	
内閣総理大臣	菅義偉	殿	
内閣官房長官	加藤勝信	殿	
財務大臣	麻生太郎	殿	
厚生労働大臣	田村憲久	殿	